

令和4年度第4回評議員会
議事録

令和5年3月16日（木）

公益財団法人武蔵野市福祉公社

令和4年度 第4回 公益財団法人武蔵野市福祉公社評議員会

1. 開催日 令和5年3月16日(木) 午後6時00分から午後7時30分まで

2. 会場 本部1階会議室
Web会議システム Zoom を使用しオンラインを併用

3. 評議員の現在数 6名(定足数 4名)

4. 出席者

会議室	評議員(議長)	秋山 真弘
	評議員	岩岡 由美子
	監事	大久保 実
Web	評議員	鈴木 省悟(6時20分退室)
	評議員	江幡 五郎(6時10分入室)
	評議員	竹内 啓博
	評議員	谷口 勝哉
	監事	安田 大(6時5分入室)

5. 欠席者 なし

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

- 日程第1 議事録署名人の選出
- 日程第2 議案第6号 令和5年度事業計画について
- 日程第3 議案第7号 令和5年度収支予算について
- 日程第4 議案第8号 令和5年度資金調達及び設備投資の見込みについて
- 日程第5 議案第9号 令和5年度老後福祉基金の一部取崩しについて
- 日程第6 議案第10号 令和5年度常勤役員の報酬及び賞与の額について

日程第7 報告事項1 役員賠償責任保険契約の締結について

日程第8 報告事項2 令和5年度職員研修計画について

日程第9 報告事項3 第四期中長期事業計画について

8. 議事録作成者 理事長 森安 東光

9. 議事録署名人 議長（評議員会会長） 秋山 真弘
評議員 鈴木 省悟
評議員 岩岡 由美子

10. 議事の経過及び結果

鈴木省悟評議員、竹内啓博評議員、江幡五郎評議員、谷口評議員、安田大監事は本議場にはいないが、web会議システムを用いて、出席者とは互いに音声及び映像が即時に伝わり、適時的確に意見表明ができることを確認した。

評議員会開会に先立ち、本日から出席となる谷口評議員から挨拶があった。

前任の宮原評議員にかわり今回から出席させていただくことになった。不慣れな点が多々あると思うがよろしくお願ひしたい。森安理事長には福祉部長時代に大変お世話になった。この場をお借りしてお礼申し上げたい。

森安東光理事長から、挨拶と次のとおり現状報告があった。

本日は、令和5年度の事業計画、収支予算、等5本の議案についてご審議いただき。詳細は後ほど担当から報告するが、ポイントについて、いくつかお話したい。

令和5年度事業計画運営方針の重点項目の1番は、第四期中長期事業計画に基づく事業運営としている。コロナ禍により多くの事業が計画通りの継続が困難になったため、第三期の計画期間を一年前倒しして第四期を策定した。公社全12部署のセンター長と中堅職員が、自分たちの言葉で自分たちの計画として策定した。評議員・監事の皆さんからは、読み込んでいただいて様々なご意見やご指摘をいただき、修正もさせていただいた。

重点項目の2番目は、昨年からの検討を進めている新社屋の準備業務の本格化とした。いよいよ具体的に進めていきたいと考えている。

3番目はここ数年来の課題だが、永年公社を支えてくれた職員の退職が続く。採用と育成に

さらに力を入れていきたい。

他の議案も新年度の事業運営に関わるものとなっているので審議いただきたい。

秋山議長から、傍聴希望はなく、本日の出席者について、出席評議員6名（会議室2名 Web会議システム4名）、定数6名で定款第20条の規定による「特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数4名」を満たしており、本評議員会は有効に成立している旨の報告があり、議事の審議に移った。

日程第1 議事録署名人の選出

本評議員会の議事録署名人に秋山真弘議長の他、鈴木省悟評議員、岩岡由美子評議員の2名を選任し、他の評議員から異議なく、両氏もこれを承諾した。

日程第2 議案第6号 令和5年度事業計画について

日程第3 議案第7号 令和5年度収支予算について

日程第4 議案第8号 令和5年度資金調達及び設備投資の見込みについて

日程第5 議案第9号 令和5年度老後福祉基金の一部取崩しについて

秋山議長から一括審議の申出がなされ、ほかの評議員及び監事から異議なく一括して審議することとした。

伊藤事務局長から、「議案第6号 令和5年度事業計画について」及び「議案第7号 令和5年度収支予算について」をあわせて次のとおり説明がなされた。

令和5年度の運営方針について、長引く新型コロナウイルス感染症の流行下においても、日々適切に対応しながら事業を展開してきた。今後も感染症の推移を注視し、制約の大きい対人援助業務を始め、全ての事業で、引き続き福祉公社の使命である「地域におけるセーフティネット」としての役割をしっかりと担っていく。

社会情勢や利用者像の変化により「第四期中長期事業計画」の計画期間を一年間早め、令和5年度からの計画として策定した。着実に実行し進捗を管理していく。

これまで市民社会福祉協議会の職員とともに検討してきた本部事務所の建て替えについては、令和4年度「新社屋建設検討委員会」を設置し、いよいよ具体的に動き始めた。単に狭小で老朽化した執務スペースを拡充・改善するために社屋を建て替えるのではなく、地域社会の課題を解決する「まちぐるみの支えあいの仕組みづくり」による「武蔵野市における地域共生社会

推進拠点」の実現を目指し、準備を本格化する。

人材の確保について、福祉公社の未来に向け、新卒採用を始め、若手職員の育成にも注力する必要があることから、令和5年度職員研修計画に沿って育成していくとともに、研修方法のさらなる工夫と充実を図っていく。例えば、奨学金を負担している職員の支援のあり方について前向きに検討することで、職員採用や離職の防止を図る。

さらに職員のワークライフバランスや働きやすい職場環境の整備に努め、優秀な人材の確保と活躍の場を整えていく。

1 第四期中長期事業計画に基づく事業運営、2 新社屋建設に向けた準備業務の本格化、3 職員の確保と人材育成の充実の3項目を重点項目と位置づけ、精力的に取り組んでいく。

つづいて、石橋権利擁護課課長から、権利擁護課の事業計画と事業別の収支予算について、次のとおり説明がなされた。

事業番号1、つながりサポート事業の事業活動収入は2497万8千円、支出2628万円で、利用者本人との契約により入退院の手続き、没後支援等を実施してきたが、本人の判断能力が低下した際の支援方針や、契約時の判断能力の客観的根拠が曖昧なことから、親族から契約の履行について異議を唱えられる事案が発生するようになった。

本人意思を尊重した、より確かな根拠に基づいた事業を行うため、センター内で検討を重ねてきたが、令和5年度は更に顧問弁護士を交え、法的側面からも検討した上で新事業スキームに基づいたモデル事業を開始する。

エンディング相談支援事業に関しては、福祉公社のノウハウを活用し対応しているが、相談数が少ないことから、武蔵野市と今後の在り方について検討する。

事業番号2、権利擁護事業の事業活動収入は703万6千円、支出661万5千円で、権利擁護に係る総合相談、老い支度等の普及啓発、専門職による法律相談等を実施する。また、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業につながるまでの間、緊急一時的な金銭管理の支援として権利擁護レスキューサービスを実施する。

事業番号3、地域福祉権利擁護事業の事業活動収入は781万円、支出1016万2千円で、ご利用者と共に作成した支援計画に基づき、自己決定と自立した生活を送れるように支援する。また、生活支援員の成年後見協力員への登用など、今後、活躍の場も広げる仕組みを構築していく。

事業番号4、成年後見人等受任事業の事業活動収入は6240万円、支出6117万5千円で、親族関係の希薄化等により増加している市民ニーズに応えていくため、本事業の拡充を図る。適切なタイミングで介入できるように地域の多様な事業者が気軽に相談ができるように、周知にも注

力する。

また、資産が僅少であることから、死後事務が円滑に行えない被後見人等が増えているため、今後の報酬助成の要件について武蔵野市と協議する。更に、市民後見人の後見協力員としての活用についても、導入に向けて準備を進める。

事業番号5、生活困窮者自立相談支援事業の事業活動収入は3715万円、支出も同額で、昨年度と比較し、540万円の収入増を計上している。これは、今後も本事業の市民ニーズが減少しないことから、武蔵野市と協議した結果、委託費の増加が見込まれたことによる。

生活困窮者自立支援法の「自立相談支援事業」「家計改善支援事業」「住居確保給付金事業」及び武蔵野市独自の「特別就職支援金」「住居契約更新料」の申請窓口業務を実施する。

令和4年度は、長引く不況や物価上昇等の影響により、家計相談、転宅相談が大幅に増加した。令和5年度は、職員の相談援助技術の標準化や、早期相談の仕組みづくりに取組み、就労支援体制の整備に向けた計画を武蔵野市と検討する。

事業番号6、生活保護受給者金銭管理支援事業の事業活動収入は1158万3千円、支出1310万9千円で、令和5年度から個々の支援回数に応じた支援区分によって、単価を決定する方法に受託料の見直しが行われたことにより、赤字幅が減少する見込みとなった。今後も、本人及び武蔵野市ケースワーカーと課題や支援目標を共有し、利用者が日常生活を円滑に送れるよう、可能な限り自立に向けた支援を行う。

事業番号7、成年後見制度利用促進事業の事業活動収入は788万3千円、支出も同額で、成年後見制度の円滑な利用促進の中核機関である、成年後見利用支援センターを武蔵野市から受託し運営する。ニーズが高まっている成年後見制度に適切に対応するため、相談窓口の明確化と周知に注力し、更に「武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会」を活用し、後見人等の推薦・選任の仕組みづくり等、様々な成年後見課題に対応する。後見人不足へ対応するために、市民後見人への研修の実施や、様々な情報を関係機関に伝達し成年後見実務水準の向上に寄与する。

また、令和5年度は「武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画」の見直しが予定されていることから、現場実践を踏まえた提案を行い、本人意思を尊重した尊厳ある、その人らしい暮らしを支援する。

つづいて、堀田在宅サービス課長より、在宅サービス課の事業計画と事業別の収支予算について、次のとおり説明がなされた。

事業番号8、居宅介護支援事業の事業活動収入は2957万5千円、支出は2901万3千円で、特定事

業所加算を算定している事業所として、収入の安定を図る。また、福祉公社のケアプランセンターとして、課題の多い利用者を積極的に担当し、市民のセーフティネットの役割を果たし、事務の効率化、担当チーム制の導入等、職員の業務負担軽減も行いながら多職種連携のかじ取り役を担っていく。

事業番号9、訪問介護サービス事業の事業活動収入は1億4574万7千円、支出は1億3931万円で、全登録ヘルパー及び職員のスキルアップのための定期的な研修やヘルパー会議を毎月実施し、質の高いサービス提供を目指す。昨年度に引き続き、常勤ヘルパーが中心となり、登録ヘルパーの技術向上のため、身体介護研修を行い、令和5年度は外部の事業所にも周知し、市全体のヘルパーのスキルアップに貢献できるよう検討する。ホームページのリニューアルや今までとは違ったSNS媒体を用いた広報を行う等、若い世代への介護職のイメージアップも図っていく。事業番号10、居宅介護サービス事業の事業活動収入は2413万円、支出は2149万円で、障害者総合支援法に基づき、障害のある方が地域社会において安心して在宅生活を続けていけるように支援していく。様々な障害特性への理解を深め、支援できるよう、ヘルパー向けの研修等も強化する。また医療的ケアのニーズにも対応できるよう、喀痰吸引等研修も積極的に受講し、対応できる職員やヘルパーを増やしていく。

事業番号11、生活支援事業の事業活動収入は1062万円で、支出は1081万1千円で、認知症見守り支援ヘルパー事業、高齢者等緊急訪問介護事業を武蔵野市から引き続き受託する。感染症対応緊急訪問介護事業についても、武蔵野市と連携しながら、迅速に対応できる体制を整え、高齢市民の緊急時を支える。

事業番号12、地域包括ケア人材育成センター事業の事業活動収入は、受託料を含め2455万5千円、支出は2563万5千円で、令和5年度は地域を支える市民が、介護・福祉の仕事に関心を持つきっかけとなるような啓発広報について、さらに発信していく。引き続き、多くの事業所が参加しやすい研修形態や内容を検討していく。

また、介護職員初任者研修の受講料返還制度等、老後福祉基金を活用し、受講者支援を継続し、就労相談や、介護の悩み事相談、事業者支援など多面的な支援を行う。介護・福祉人材の確保・定着についても武蔵野市の各事業者連絡会と密に連携し、各事業所の「自助・互助」を支援していく。

つづいて方波見高齢者総合センター所長から、高齢者総合センターの事業計画と事業別の収支予算について、次のとおり説明がなされた。

事業番号13、高齢者総合センター管理運営事業の事業活動収入は6172万3千円で、令和6年度

に高齢者総合センター大規模改修が予定されており、工事期間中の事業移転等が円滑に実施されるよう準備を進めるとともに、実施されるまでの間、市民の貴重な福祉資源として安心・安全に利用できるよう維持・管理に努める。

事業活動収支差額が318万9千円収入超過となっているのは、武蔵野市からの受託料には、情報システム更新にかかる減価償却費相当額を含んだ額となっているためである。

事業番号14、在宅介護・地域包括支援センター事業の事業活動収入は5812万9千円で、まちぐるみの支えあいの仕組み作りの拠点としてネットワーク強化を図る。地域住民に向けた各種講座・講演会、地域団体との情報交換会を実施し、課題の把握や改善に努める。また、親族機能を期待しない・できない高齢者は課題が複雑化する傾向にあるため、令和5年度は対象者を限定した参加型の学びの講座を企画し、予防を図る取り組みを試行する。

対象地域の高齢者人口の増加等により、規定の職員数での業務は困難なことから、274万9千円の支出超過となっている。適正な受託料となるよう、提案していく。

事業番号15、住宅改修・福祉用具相談支援センター事業の事業活動収入支出とも2627万3千円で、自立支援に繋がる用具の活用や住宅整備に関して市民やケアマネジャー等支援者からの相談に対応する。介護負担の大きな要因となる排泄ケアについて知識普及とセンター機能周知の機会とした市民向け講座の開催や、支援者のスキル向上のため、地域包括ケア人材育成センターの技術研修に協力していく。

事業番号16、デイサービスセンター事業の事業活動収入は9026万4千円で、多課題・重介護・医療ニーズの高い利用者に対し個別性に配慮した専門性の高いチームケアを実施する。

令和6年度より大規模改修が予定されており、利用者の負担が最低限となるよう説明を充分に行い準備し、改修内容については武蔵野市と共有し、必要な機能の提案を行う。

1400万円の支出超過見込みとなっている。取り組みとして、機能訓練の充実、祝日営業、プログラムの見直し、居宅事業所等への広報強化により登録者数増を目指す。

事業番号17、社会活動センター事業の事業活動収入支出ともに5850万5千円で、高齢者の健康増進、受講を契機とした外出や仲間作りなど介護予防、閉じこもり予防を目的とした初心者向け講座、イベント運営を実施する。令和6年度実施予定の大規模改修を契機に現センターの役割・課題、方向性を見直しし、武蔵野市へ提案していく。

つづいて、方波見北町高齢者センター所長から、北町高齢者センターの事業計画と収支予算について、次のとおり説明がなされた。

事業番号18、北町高齢者センター事業の事業活動収入は7300万9千円で、指定管理事業者とし

て北町高齢者センター事業を受託する。令和4年度に武蔵野市が設置した「北町高齢者センター在り方懇談会」の報告を踏まえ地域の市民に必要なとされる場所となるよう努める。

「市民生活の延長線上のデイサービス、世代を超えた交流の場」として求められるサービスやニーズの聞き取りを行い、新たなプログラムの策定を検討する。また、当センターの特徴でもあるボランティア活動は一部の活動を再開した。地域活動の再開も目指す。

小規模ハウスについては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう武蔵野市と情報共有し、支援していく。

子育てひろば事業では、定例会議を通して共同行事の策定など交流を深めながら運営をサポートしていく。

1507万3千円の支出超過となっている。取り組みとして、新規登録者年間5～10名純増を目標に積極的な広報活動や加算取得等努力する。

新谷総務課長から管理費について、次のとおり説明がなされた。

事業番号19、管理費では、法人として福祉公社が円滑に事業を実施するために必要な組織の運営を行う。

人材の育成については、令和5年度職員研修計画に沿って、体系的に行う。令和5年度職員研修計画には、人材育成の基本方針として、求められる職員像、職位ごとに果たす役割、求められる能力を記載している。求められる能力、果たすべき役割を身につけ、求められる職員に近づくための取り組みを行う。令和5年度も、通信教育やウェブセミナーの活用をすすめ、人材育成に必要な研修を実施する。全体研修では、全職員を集合しての研修は見合わせてきたが、令和5年度は様子を見て職員同士が顔を合わせての研修も検討する。自己啓発支援として通信教育を、令和4年度に引き続き、全額助成する。

事業活動収入は2984万2千円で、前年度比197万3千円の減で、主に助成金の減で、令和4年度は、第三者評価受審に対し助成を受けたことによるものである。第三者評価は3年に一度受審することとしている。事業活動収支差額は、7392万8千円で、前年度比2789万2千円の増で、主に本部事務所建て替えに伴う基本設計の費用として2000万円を計上しているほか、令和5年度採用する新卒職員の人件費を総務課で計上していることによるものである。

次に、伊藤事務局長から、全体の収支予算について次のとおり説明がなされた。

事業活動収入合計は7億9122万2千円、事業活動支出合計8億8894万9千円、事業活動収支差額はマイナス9772万7千円となっている。

投資活動収支の部、投資活動収入のうち、老後福祉基金預金取崩収入1億4006万8千円につい

ては、のちほど議案第21号で説明する。

投資活動支出は、老後福祉基金資産積立支出、退職給付引当資産積立支出、減価償却引当資産積立支出、本部事務所建替準備資金積立支出、車両運搬具購入支出で、合計で4173万円を計上した。

財務活動収支の部はなく、予備費を500万円計上し、当期収支差額は、マイナス438万9千円となる。

正味財産増減計算書での、経常収益は、基本財産運用益1万円、特定資産運用益3万円、事業収益7億3206万3千円、受け取り補助金等5727万7千円、受け取り寄付金50万円、雑収益134万2千円、合わせて7億9122万2千円となる。

経常費用は、事業費合計8億5890万9千円、管理費合計5315万6千円、経常費用合計9億1206万5千円となり、当期経常増減額は、マイナス1億2084万3千円となる。

経常外増減は、基本財産や特定資産の評価損益等を計上するため、予算の段階では見込んでおらず、一般正味財産期首残高は、令和3年度決算の期末残高とした。当期一般正味財産増減額を足した一般正味財産期末残高は、6億7933万5千円となる。

指定正味財産は、現在基本財産のみを計上しており、増減は見込んでおらず、令和3年度決算の期末残高を期首残高としている。

一般正味財産と指定正味財産の期末残高を合わせた、正味財産期末残高は10億9738万1千円となる。

つぎに正味財産増減計算書内訳表について、こちらは、公益目的事業会計とその他事業、法人会計の経理区分に分けて表しているもので、北町高齢者センター管理運営事業から子育てひろば事業の事業収益および事業費用を、その他事業に配賦している。また、法人会計である管理費の費用を従事割合などの配賦率に従って、公益目的事業会計へ配賦したものである。

事業収益の北町高齢者センター管理受託料のうち、子育てひろば事業にかかる964万8千円をその他事業会計へ配賦している。

経常費用は、事業費と管理費に区分されており、事業費は、公益目的事業会計、管理費は、法人会計となっていることから、管理費から配賦された費用は、事業費に繰り入れている。

管理費における人件費については、従事割合にて配賦し、本部事務所の管理に係る費用等は、本部事務所の使用割合で配賦している。

職員の育成や情報システム保守委託等、公社全体の事業に関わる費用については、公社全体の人数割合で配賦している。

つぎに「議案第8号 令和5年度資金調達及び設備投資の見込みについて」について説明がなされた。令和5年度の資金調達について、借入れの予定はなく、設備投資の見込みについても、重要な設備投資の予定はない。

つづいて、「議案第9号 令和5年度老後福祉基金の一部取崩しについて」について説明がなされた。老後福祉基金活用事業、収入不足分、退職給付引当資産積立、減価償却引当資産積立、本部事務所建替準備資金積立などに充当する。

以上で説明が終わり、議案第6号、議案第7号、議案第8号及び議案9号に関連して次の質疑応答があった。

江幡評議員 ヤングケアラーについて意見を申し上げる。私に関与しているケースは高齢病弱の本人と外国人妻、子ども二人の複雑な家庭である。言葉の壁もあり生活保護受給に関しトラブルも生じている。10代半ばの子が主介護者であり、役所との交渉事を担っている。スクールソーシャルワーカーも対応に手一杯だ。武蔵野市では「寛容、連帯、包摂の地域共生社会づくり」を標榜する福祉公社がこのような複層、重層的なケースを正面でとらえ「誰も取り残さない包摂」を目指し「市における地域共生社会」の推進をリードしていく役割が求められている。市民社協と進めている「市における地域共生社会の推進の拠点」として、ヤングケアラーケースの支援にも取り組んで頂きたい。福祉公社は市における高齢者介護の中心であり、その姿勢と実績は全国に誇るべきものだ。その意味でも市の介護のリーディング団体として、市民社協と連携するなど、まずはヤングケアラーの実態について先んじて調査し、課題等を明確化し、対応してもらいたい。

森安理事長 ヤングケアラーもそうだが数年前には8050問題も顕著になるなど、それぞれの世代での困窮が、社会的に顕在化してきている。数年前の8050問題の際には、武蔵野市がケアマネジャーに調査を依頼し実態調査を実施した。その結果、武蔵野市に福祉総合相談窓口ができたという経緯がある。ヤングケアラーという新しい課題についても、実態として顕著になるのであれば、対応しなければならないし、武蔵野市に対し意見していきたい。ただし、今の人員体制で新しい課題に対応する余力はないという課題もある。人員体制の強化も併せて支援を要請していきたい。

江幡評議員 「寛容、連帯、包摂の地域共生社会づくり」は福祉公社だけでなく、市民社会協議会（以下、「市民社協」という。）も大いに関係がある。現在、社屋の建て替えの件で両

団体は協議しているようだが、掲げている「寛容、連帯、包摂の地域共生社会づくり」について、市民社協では、どう考えているのかコメントをいただければありがたい。

秋山議長 市民社協は、これまで、地域の福祉あるいは住民の困りごとに対応し地域づくりを支援してきたが、今後は、個々の困りごとに対しても福祉総合相談窓口と連携し対応していきたいと考えている。

江幡評議員 福祉公社と市民社協は、「寛容、連帯、包摂の地域共生社会づくり」の実現に向かって十分協議をしてもらいたいと強く思っている。

秋山議長 市民社協と福祉公社は、事業連携推進委員会を設置して連携している。社屋の建て替えも含めて、今後も事業連携を進めていきたい。

竹内評議員 収支予算書の管理費について、委託費の2000万円増について、建て替えの基本設計と説明があったが、どのような積算によるものなのか。

新谷総務課長 武蔵野市の都市機能再構築担当課長にご協力をいただき、東京都の工事単価を使用し概算の数字を出し、市民社協と折半したものである。

竹内評議員 予算取りのための数字を計上したということか。事業者選定などは進んでいるのか。

新谷総務課長 おっしゃるとおりである。令和5年度にプロポーザルを実施する予定としている。

竹内評議員 単に建て替えるだけではなく、地域共生社会の拠点となる重要な建物になるので、限りある予算ではあるが、専門家の関与も含めよく協議して、進めていってほしい。

その他、評議員及び監事から質疑意見はなく、議案第6号、議案第7号、議案第8号及び議案第9号は、1件ずつ採決の結果、原案のとおり、全会一致で承認された。

日程第6 議案第10号 令和5年度常勤役員の報酬及び賞与の額について

伊藤事務局長から提案理由について、公益財団法人武蔵野市福祉公社の役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程（平成25年4月1日規程第2号）第3条第2項に定める令和5年度の常勤役員の報酬及び賞与の額について、別紙のとおり承認を求めるものである、と説明がなされた。

議案第10号に関して、評議員及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で原案の

とおり承認された。

日程第7 報告事項1 役員賠償責任保険契約の締結について

伊藤事務局長から、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）において、役員等を被保険者とする賠償責任保険契約は理事会の決議を要することとなった。令和5年3月3日開催の理事会において承認されたので、契約内容について報告するものである、と説明がなされた。

新谷総務課長から詳細について説明がなされた。

本役員賠償責任保険契約の被保険者は、公益財団法人武蔵野市福祉公社理事、監事、評議員及び管理職職員で、被保険者が、公社の理事及び監事等としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金が給付されるものである。支払いの対象となる損害または支払われない場合の詳細は記載のとおりである。特約はすべて補償されるプランに加入する。保険期間、支払限度額は記載のとおりである。

報告事項1に関連して評議員及び監事から質疑意見はなかった。

日程第9 報告事項2 令和5年度職員研修計画について

日程第2議案第6号令和5年度事業計画の中で報告済みである。

日程第10 報告事項3 第四期中長期事業計画について

伊藤事務局長から次のとおり説明がなされた。

本来、第三期中長期事業計画は令和5年度までの5カ年の計画として策定していたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大により、激増した生活困窮に関する相談対応等を始めとした世の中の情勢の急激な変化や、事業の進捗状況に対応するため、一年前倒しをして、令和5年度を初年度とする5カ年計画を策定することとした。

本計画の計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間で、約800万人といわれる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年度を見据えて作成した。個別計画に至っては、前回事業数47件あったものを、個々に精査し、必要な事業33件に絞った。

第一章には、本計画の位置づけなどを記載した。

第二章には、前計画の実施状況と現状を洗い出すため、実施状況の確認に加え、事務事業評価の結果、福祉サービス第三者評価結果、利用者アンケート等に照らし合わせての検討事項を記載した。

「全ての市民が安心して生活できる」では、家族や親族がいなくても、判断能力に不安を感じても住み慣れた地域で生活できるよう権利擁護事業の充実を図り、「健康で活動的に暮らし続ける」では、介護予防事業に努め、「地域の福祉機能を充実させる」では、福祉人材の育成に取り組んだことなどを記載している。「健全な組織運営の維持」では、福祉公社内の人材育成にも努め、効率的な事業運営や市民社会福祉協議会との事業連携も進めてきた。また、この間、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行が発生し、未曾有の緊急事態に、生活困窮者生活相談や伴走型支援、コロナレスキュー事業に取り組むなど、武蔵野市民の支援に真摯に取り組んできた。

そのほか、事務事業評価の結果や福祉サービス第三者評価結果に基づき検討した。

第三章には改めて、第四期中長期計画の基本的な考え方、計画の基本理念と基本方針を整理している。本計画の事業の体系は、4つの基本目標を設定し、それを踏まえた取組目標を11項目掲げ、その具体的な取り組みとして個別計画を定めている。

今計画の特徴として、前回に引き続き、策定委員会のもとに設置した検討メンバーを中心として検討し中堅職員にとりまとめさせた。サービスの最前線で活躍する職員の意見を反映するものとして作り上げた。

個別計画について、大まかに「安心して生活できる」では、少子高齢化の加速という日本の実態を鑑み、家族や親族がいなくても、判断能力に不安を感じても住み慣れた地域で生活できるという点と、ここに生活困窮者の自立を支援することを入れた。「健康で活動的に暮らし続ける」では、介護予防の観点も踏まえた社会参加の促進、「地域の福祉機能を充実させる」では、喫緊かつ重要な課題である福祉人材の育成に取り組む、武蔵野市全体の福祉機能の強化に寄与すること、また、引き続きセーフティネット機能の維持に取り組んでいく。「健全な組織運営の維持」では、福祉公社内の人材育成にも努めるため、働きやすくやりがいのある職場環境を整えるとともに、キャリアアップ制度や研修制度などにより、職員の資質の向上も図っていく。効率的な事業運営として、本社新社屋建て替えにも取り組む。

また、高齢者総合センターデイサービスセンターや北町高齢者センターコミュニティケアサロンの運営についても検討しつつ、業務遂行していく。

最後の第四章は、計画の推進と見直しとなっており、事業の進行管理においては毎年度、進

抄状況を理事会・評議員会に報告することや時期計画について触れた。そして、巻末に資料を添付している。

メール等でお願ひしたご意見について、次のとおりいただいている。評議員岩岡様より、「「事業番号⑬ニーズに即応できる相談体制の仕組み作り」は、迷うこと無く迅速に相談が出来とても良い事業だと思います。大規模改修に伴い皆様にはご苦勞が多くなる事とは思いますが、変わらずサービスが続けられる事を願っております。」といただいた。

評議員江幡様より、同じく「「事業番号⑬ニーズに即応できる相談体制の仕組み作り」ヤングケラーへの支援体制への取り組みについて追記いただきたい。」といただいた。こちらについては、「事業番号⑭地域ネットワークの構築と強化」において、3行目、「いわゆる「8050問題」や「ダブルケア」、「ヤングケアラー」等、地域の課題も多様化・複雑化しています。」を追記し、取り組みとして「地域の実情に合わせた、支援体制の整備をしていきます。」とした。

監事安田様より、「とても良く検討されていると思います。特に若年層に対する新規の広報活動は重要だと考えますが、なかなか難しい課題だと思います。」といただいた。

その他、表記について多数ご指摘いただき、修正し計画に反映し完成させた。

個別計画等は、5年間の一つの指針として、状況の変化に応じ、取り組みの見直しや新たな取り組みの開始など、柔軟に対応していきたいと考えている。

報告事項4に関連して評議員及び監事から質疑意見はなく、報告事項は終了した。

本評議員会で退任される岩岡評議員から退任に挨拶がなされた。

評議員として関わらせていただき、福祉公社の皆様の真摯な仕事ぶりに、感謝で頭が下がる思いである。高齢社会で福祉公社の需要はますます増えることと思う。「地域で安心して暮らしていけるまちづくり」は、私たち高齢者として、本当にありがたいことだと思っている。福祉公社が若い力でますます武蔵野市の福祉を引っ張っていただいたい。

本日の評議員会はweb会議システムを用いたが、終始支障はなく、以上をもって、議事の全部の審議を終了したので、秋山議長は令和4年度第4回評議員会の閉会を宣言した。

議事の経過及びその結果を明確にするため、議長及び議事録署名人において記名押印する。

令和 5 年 3 月 30 日

議長（評議員会会長）

秋 山 真 弘



議事録署名人（評 議 員）

鈴 木 省 悟



議事録署名人（評 議 員）

岩 岡 由 美 子

